

板倉町結婚新生活支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域における少子化対策の強化及び定住促進に資することを目的とし、婚姻に伴う新生活を営む者に対して経済的な支援を行うため、予算の範囲内において板倉町結婚新生活支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、板倉町補助金等の交付に関する規則（平成22年板倉町規則第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 当該年度の初日の属する年の1月1日から当該年度の3月31日までの間に婚姻届を市区町村に提出し、受理された夫婦をいう。
- (2) 住宅取得費用 町内に住宅を新築又は購入するために要した費用をいう。ただし、婚姻日より前に取得した住宅にあっては、婚姻日から起算して1年以内に取得した住宅に限る。
- (3) 住宅賃借費用 住宅を賃借するために要した費用のうち、物件の賃料、敷金、礼金（保証金などこれに類する費用を含む。）、共益費及び仲介手数料をいう。ただし、勤務先から住宅手当が支給されている場合は、住宅手当分に相当する費用を除く。
- (4) 引越費用 住居の移転（町内における移転又は町外から町内への移転に限る。）に要した費用のうち、引越業者又は運送業者への支払に係る実費をいう。

(補助対象)

第3条 補助金の交付を受けることができる新婚世帯は、次の各号のいずれかに該当する世帯とする。

- (1) 次のアからキまでのいずれにも該当する新婚世帯
 - ア 次条の規定により算出した世帯の所得が500万円未満であること。
 - イ 対象となる住宅が町内にあること。

ウ 交付申請時において、夫婦の一方又は双方の住民票の住所が当該住宅の住所となっていること。

エ 婚姻日における夫婦の双方の年齢が39歳以下であること。

オ 夫婦の一方又は双方が過去にこの制度に基づく補助金の交付(他の自治体を含む。)を受けていないこと。

カ 夫婦の一方又は双方が板倉町移住支援金支給要綱(令和3年板倉町告示第63号)に基づく支援金の支給を受けていないこと。

キ 夫婦の一方又は双方が3年以内に町外へ転居する予定がないこと。

ク 夫婦の一方又は双方が町税(板倉町税条例(昭和30年板倉町条例第20号)第3条に規定する町税をいう。)を滞納していないこと。

ケ 夫婦の一方又は双方が板倉町暴力団排除条例(平成24年板倉町条例第16号)第2条第2号の暴力団員又は同条第3号の暴力団員等でないこと。

(2) 前年度に町から本補助金の交付を受けた世帯であって前年度に交付を受けた補助金の額が30万円(婚姻日における夫婦の双方の年齢が29歳以下の場合にあっては60万円)に満たない世帯(以下「継続補助対象世帯」という。)

(所得の算出方法)

第4条 前条第1号の所得の算出については、交付申請時における直近の所得証明書等をもとに、夫婦の所得を合算した金額とする。ただし、貸与型奨学金(公的団体又は民間団体より、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。)の返済を現に行っている場合、所得証明書等をもとに算出した世帯の所得から当該所得を算定した年の当該貸与型奨学金の返還額を控除した額とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、当該年度の4月1日から3月31日までの間に支出した経費で、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 住宅取得費用
- (2) 住宅賃借費用
- (3) 引越費用

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助金の交付を申請する年度の前年度に支払われた住宅取得費用、住宅賃借費用及び引越費用を合わせた額とし、1世帯当たり30万円（婚姻日における夫婦の双方の年齢が29歳以下の場合にあつては60万円）を上限とする。

2 継続補助対象世帯に係る補助金の額は、補助金の交付を申請する年度の前年度に支払われた住宅取得費用、住宅賃借費用及び引越費用を合わせた額とする。ただし、1世帯当たり30万円（婚姻日における夫婦の双方の年齢が29歳以下の場合にあつては60万円）から前年度に交付した補助金の額を差し引いた額を限度とする。

3 補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、板倉町結婚新生活支援補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、当該年度の4月1日から3月31日までの間に、町長に提出しなければならない。

- (1) 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本
- (2) 夫婦の所得証明書
- (3) 住宅の新築に係る工事請負契約書又は住宅の購入に係る売買契約書（第5条第1号に規定する経費に対する申請の場合に限る。）
- (4) 住宅ローン契約書及び住宅ローン返済予定表（第5条第1号に規定する経費に対する申請の場合かつ住宅ローン返済額を補助対象経費に含む場合に限る。）
- (5) 住宅取得費用の領収書（第5条第1号に規定する経費に対する申請の場合に限る。）
- (6) 住宅の賃貸借契約書（第5条第2号に規定する経費に対する申請の場合に限る。）
- (7) 住宅賃借費用の領収書（第5条第2号に規定する経費に対する申請の場合に限る。）
- (8) 引越費用に係る領収書の写し（第5条第3号に規定する経費に対する申請の場合に限る。）
- (9) 住宅手当支給状況証明書（別記様式第2号）
- (10) 貸与型奨学金の返還額が確認できる書類（貸与型奨学金を返済している場合に限る。）

(11) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第8条 町長は、前条に規定する申請を受理したときは、その内容を審査の上、補助金交付の可否を決定するとともに、補助金の額を確定し、板倉町結婚新生活支援補助金交付(不交付)決定通知書(別記様式第3号)により当該申請者に通知するものとする。

(申請事項の変更)

第9条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)で、その申請事項について変更が生じた場合は、速やかに板倉町結婚新生活支援補助金変更交付申請書(別記様式第4号。以下「変更申請書」という。)に、第7条各号に掲げる書類のうち、当該変更に係る書類を添えて町長に提出しなければならない。

2 町長は、変更申請書の提出のあったときは、その内容を審査し、補助金の変更交付の可否を決定し、板倉町結婚新生活支援補助金変更交付決定(却下)通知書(別記様式第5号)により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第10条 交付決定者又は前条第2項の規定により補助金の変更交付決定の通知を受けた者(以下「交付決定者等」という。)は、速やかに板倉町結婚新生活支援補助金交付請求書(別記様式第6号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、交付決定者等から請求書の提出があったときは、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第11条 町長は、交付決定者等が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定又は変更の決定に付した条件に違反する行為があったとき。
- (3) この要綱に違反する行為があったとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、板倉町結婚新生活支援補助金交付決定取消通知書（別記様式第7号）により交付決定者等に通知するものとする。

（補助金の返還）

第12条 交付決定者等は、前条の規定により町長が補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助金が既に交付されているとき、又は第9条第2項の規定により変更の決定をした場合において、既に交付した補助金の額が変更後の補助金の額を超えて交付されているときは、速やかに補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

（報告等）

第13条 町長は、必要があると認めるときは、補助金の交付の前後にかかわらず、交付決定者等に対して、報告又は書類の提出（以下「報告等」という。）を求めることができる。

2 交付決定者等は、報告等を求められたときは、速やかに応じなければならない。

（委任）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。